

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項による。

平成28年9月26日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 入野地域センター2階トイレ修繕 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18-28-0034 |
| (3) 物品・委託役務内容 | 入野地域センター2階トイレの和式便器を洋式便器に更新するとともに、トイレブースを更新する等の修繕を行うもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から平成28年12月26日まで |
| (5) 納入・履行(就業)場所 | 入野地域センター |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 契約種別 | 総価契約 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 平成25年4月1日～平成28年12月31日までの東広島市物品調達等及び委託役務に係る競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	次のいずれか 修繕>備品・施設<小規模>修繕 建築類 修繕>備品・施設<小規模>修繕 設備類
イ 法令等による登録等	問わないものとする。
ウ 技術者	問わないものとする。
エ 営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市(町)の法人市(町)民税の申告のある営業所とする。	東広島市内に本店を有する者
オ 会社の履行実績	問わないものとする。
カ その他	平成26年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2(1)のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- (1) 使用する契約約款は、東広島市の修繕請負契約約款（東広島市ホームページ掲載）とする。

4 日程等

手 続 き 等	期 間 ・ 期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成28年9月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 総務部 契約課 物品役務係（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 電話番号 082-420-0930 ファックス番号 082-431-0077
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成28年9月26日～ 平成28年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無 : 無
ウ 質問書提出期間	平成28年9月26日～ 平成28年10月3日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 地域づくり推進課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0924 ファックス番号 082-423-0270 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
エ 回答書閲覧期間	平成28年10月6日～ 平成28年10月17日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 入札期間	平成28年10月13日～ 平成28年10月14日 (午前8時30分～午後5時15分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届けている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）
カ 開札日時	平成28年10月17日 午前10時15分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、直ちに開札会場で再度の入札を2回を限度として行う。この場合、開札に立ち会わなかった者、入札に参加しなかった者並びに無効の入札をした者は再度の入札に参加できない。 なお、入札者が立会いできない場合は、委任状の提出により代理人での立会いができる。 委任状の様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
キ 事後審査	開札後、落札を保留し、落札候補者となったものについて入札参加資格要件を審査する。	入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料の提出は求めない。

5 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

入野地域センター 2階トイレ修繕 仕様書

1 修繕名称 入野地域センター 2階トイレ修繕 (以下「本修繕」という。)

2 履行場所 入野地域センター

3 履行期間 契約締結日の翌日から平成28年12月26日まで

4 概要

- (1) 2階の指定した和式便器を洋式に更新し、関連給排水管との接続によりトイレを使用可能な状態にする。(別紙2 修繕箇所及び現況写真のとおり)
- (2) 2階の指定した和式便所を撤去する。(別紙2 修繕箇所及び現況写真のとおり)
- (3) 各個室に手摺りを設置する。
- (4) 各個室の便座を暖房便座機能及び洗浄機能付き便座に更新し、使用可能な状態にする。なお、関連する電気設備の整備も含む。
- (5) 既存のブースを撤去し、新たにブースを設置する。男子トイレは用具入れ、洋式便所1基の2ブースとし、女子トイレについては用具入れ、洋式便所2基の3ブースとする。(別紙2 修繕箇所図及び現況写真)
- (6) 新設ブースについては男子トイレの用具入れ、洋式便所1基のブースについては拡張すること。女子トイレの用具入れは既存の広さとし、洋式便所2基のブースについては拡張すること。トイレブースの機材は再利用せず、本修繕において新品に取り換えるものとする。
- (7) 新設ブースの扉については外開きとする。
- (8) 上記(1)～(7)の結果不要となる排水管等の撤去、シリコン樹脂による壁面の穴埋め、モルタル、タイル等による和式便器設置場所の埋戻し等を行う。

【現況トイレの和式・洋式の別】

男子トイレ	和式2基
女子トイレ	和式3基

5 仕様材料、数量等

別紙1 「入野地域センター2階トイレ修繕数量等明細書」のとおり。

6 作業位置図

別紙2 修繕箇所図及び現況写真

7 使用材料の仕様及び作業上の注意等

- (1) 使用材料に添付の取扱説明書等に記載のない事項については、国土交通省官庁営繕部が制定した公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成28年版 19章「内装工事」に定めるところによる。
- (2) 数量等明細書に記載した参考型式以外の機材を使用するときは、契約締結後、参考型式と同等以上の品質・性能を有することを示す書類を発注者に提出し、事前に承認を得ること。
- (3) 本修繕は、電気工事士法(昭和35年法律第139号)その他関係法令を遵守して実施すること。

8 事前見学等

修繕対象施設の事前見学は、事前に申し出た上で、平成28年10月3日までに発注者が認められた時間帯において見学を認めることとする。ただし、現場での口頭による質疑応答は認めないため、質問がある場合は入札公告に定めるところにより、所定の期日までに提出することとする。(質問書提出期限：平成28年10月3日)

9 その他

- (1) 本修繕の実施に際し、修繕の受注者は履行場所の施設の運営に影響が出ないように配慮すること。
- (2) 本修繕の実施期間中、履行場所の施設の利用者及び周辺住民の安全に十分配慮すること。
- (3) 本修繕の作業日程は、あらかじめ発注者と協議すること。
- (4) 受注者は、本修繕の実施にあたり修繕請負契約約款（以下「約款」という。）第11条により修繕実施責任者を定めて発注者に通知すること。
- (5) 本修繕において必要となる電気、水道用水は履行場所の設備に接続して使用できるものとし、受注者に費用の負担を求めないものとする。
- (6) 本修繕において、履行場所に備付けの備品等の用具を使用したいときは、事前に発注者の承諾を得ること。また、承諾を受けてこれを使用する際は丁寧に取り扱うこと。
- (7) 本修繕では、作業員の安全に十分配慮すること。
- (8) 本修繕の実施にあたっては、原材料の包装紙等を散在させること等のないよう配慮し、衛生的な作業環境の維持に努めること。また、火気の取り扱いに注意すること。
- (9) 本修繕にあたり交換する等により取り外された部品等については、発注者の指示のあったものを除いて受注者の責任において適切に処分すること。
- (10) 修繕の各実施段階において、作業前・作業後の写真撮影を行い、作業記録として修繕完了後に提出すること。ただし、発注者が指示した場合は本修繕の完了前であっても写真の提出に応じること。
- (11) 本修繕に係る瑕疵担保責任は約款に定めるとおりとし、修繕に関わる製品等のメーカー保証書を提出すること。
- (12) 本修繕にあたり、建物又は備品等を損傷したときは、受注者の責任と負担により復旧すること。
- (13) 本修繕の実施中に受注者の責めに帰すべき事由により、修繕を継続できなくなったときは、速やかに作業を中止して発注者に報告の上、発注者の指示のもと復旧すること。
- (14) 発注者は、東広島市物品の調達等に係る契約における暴力団の排除に関する要綱（平成21年10月1日訓令第47号）（以下、「暴力団排除要綱」という。）に定める事項を遵守した履行管理を行うので、受注者は、暴力団排除要綱第5条に定める不当介入を受ける等の事態となったときは、速やかに発注者に報告すること。
- (15) 本修繕に際し、本修繕関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危機並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。

10 問い合わせ先

(1) 発注担当課

生活環境部 地域づくり推進課 地域活動支援係

東広島市西条栄町8番29号

電話 082-420-0924

FAX 082-423-0270

(2) 修繕対象施設

入野地域センター

東広島市河内町入野2650番地

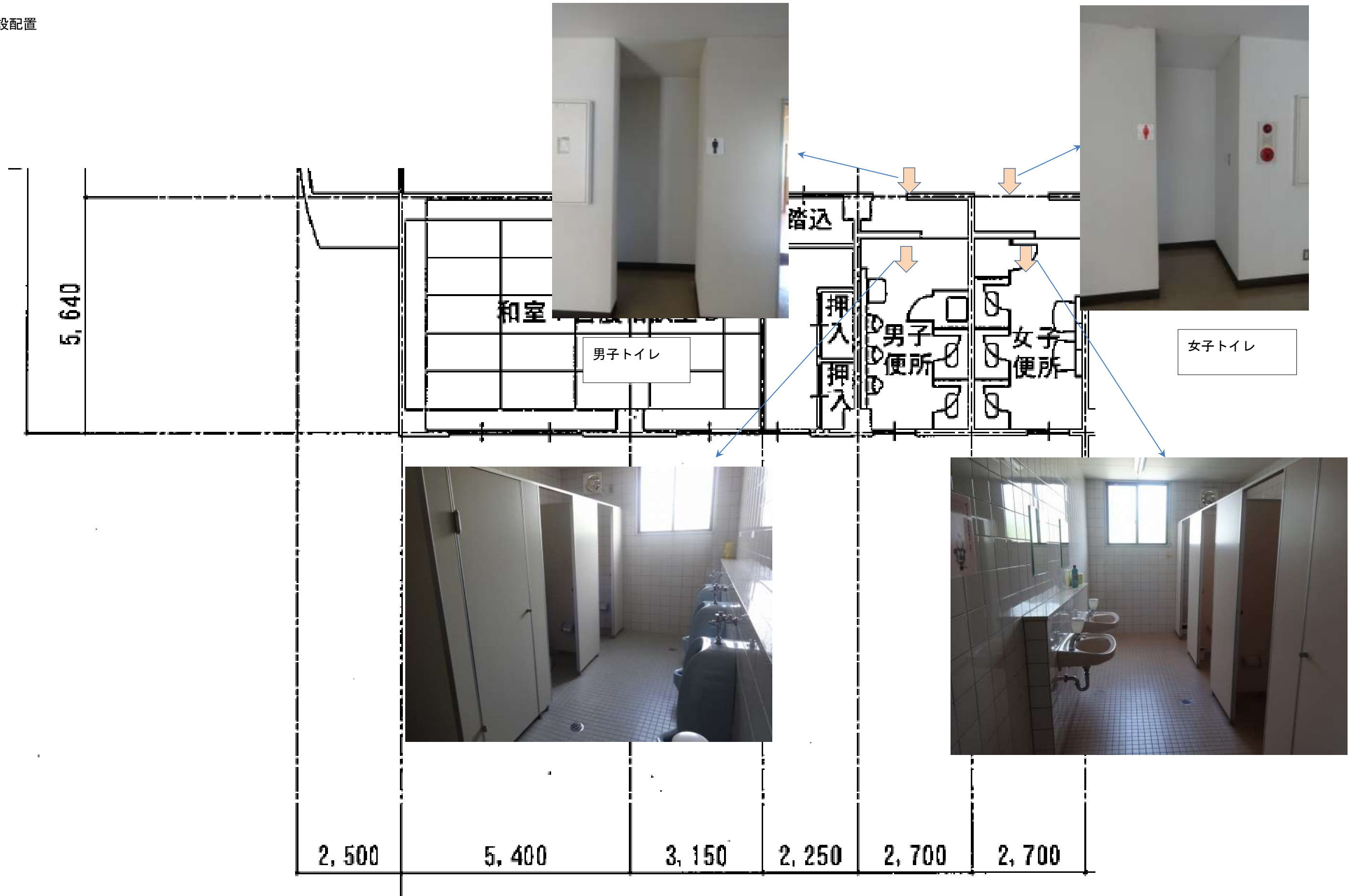
電話 082-437-1001

(通常開館日時 月曜日から土曜日まで 午前9時から午後0時まで)

別紙 1 入野地域センター2階トイレ修繕数量等明細書

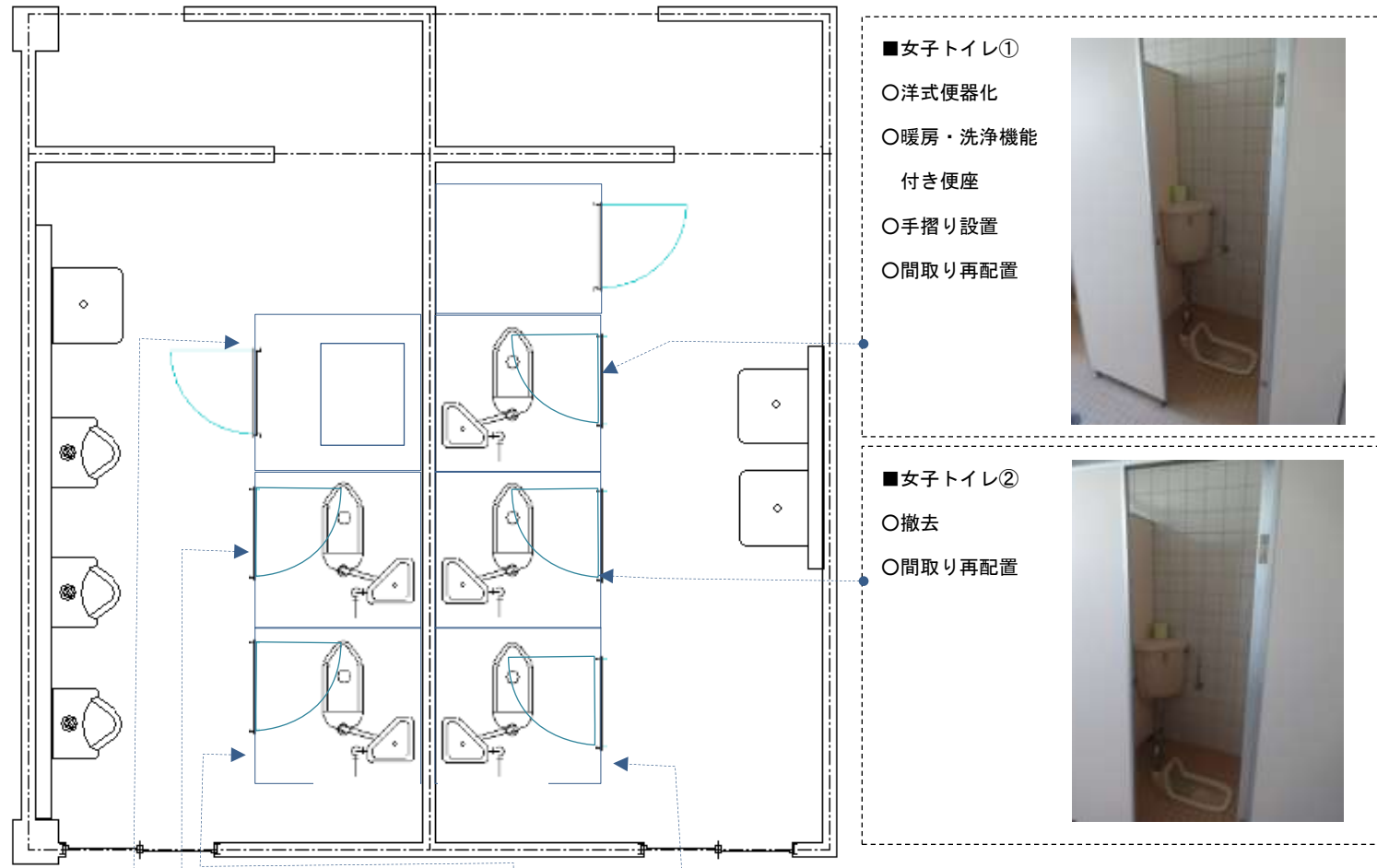
作業番号	修繕場所 (別図参照)	現況	修繕項目				その他															
			便器の 洋式化	便座 (暖房機能・洗浄機能)	手摺り の設置	ブース更新																
1	男子トイレ①	和式	撤去			○																
2	男子トイレ②	和式	○	○	○	○	【参考型式例示】 <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>TOTO</td> <td>LIXIL</td> </tr> <tr> <td>①便器</td> <td>CS140</td> <td>C-P13S</td> </tr> <tr> <td>②タンク</td> <td>S570B</td> <td>DT-570XY38</td> </tr> <tr> <td>③便座</td> <td>TCF6621</td> <td>CW-PA11F-NECK</td> </tr> <tr> <td>④手摺り</td> <td colspan="2">MAZROC/BG-401</td> </tr> </table>	使用機材	TOTO	LIXIL	①便器	CS140	C-P13S	②タンク	S570B	DT-570XY38	③便座	TCF6621	CW-PA11F-NECK	④手摺り	MAZROC/BG-401	
使用機材	TOTO	LIXIL																				
①便器	CS140	C-P13S																				
②タンク	S570B	DT-570XY38																				
③便座	TCF6621	CW-PA11F-NECK																				
④手摺り	MAZROC/BG-401																					
3	男子トイレ用具入れ	—	—			○	ブース拡張															
4	女子トイレ①	和式	○	○	○	○	【参考型式例示】 <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>TOTO</td> <td>LIXIL</td> </tr> <tr> <td>①便器</td> <td>CS140</td> <td>C-P13S</td> </tr> <tr> <td>②タンク</td> <td>S570B</td> <td>DT-570XY38</td> </tr> <tr> <td>③便座</td> <td>TCF6621</td> <td>CW-PA11F-NECK</td> </tr> <tr> <td>④手摺り</td> <td colspan="2">MAZROC/BG-401</td> </tr> </table>	使用機材	TOTO	LIXIL	①便器	CS140	C-P13S	②タンク	S570B	DT-570XY38	③便座	TCF6621	CW-PA11F-NECK	④手摺り	MAZROC/BG-401	
使用機材	TOTO	LIXIL																				
①便器	CS140	C-P13S																				
②タンク	S570B	DT-570XY38																				
③便座	TCF6621	CW-PA11F-NECK																				
④手摺り	MAZROC/BG-401																					
5	女子トイレ②	和式	撤去			○																
6	女子トイレ③	洋式	○	○	○	○	【参考型式例示】 <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>TOTO</td> <td>LIXIL</td> </tr> <tr> <td>①便器</td> <td>CS140</td> <td>C-P13S</td> </tr> <tr> <td>②タンク</td> <td>S570B</td> <td>DT-570XY38</td> </tr> <tr> <td>③便座</td> <td>TCF6621</td> <td>CW-PA11F-NECK</td> </tr> <tr> <td>④手摺り</td> <td colspan="2">MAZROC/BG-401</td> </tr> </table>	使用機材	TOTO	LIXIL	①便器	CS140	C-P13S	②タンク	S570B	DT-570XY38	③便座	TCF6621	CW-PA11F-NECK	④手摺り	MAZROC/BG-401	
使用機材	TOTO	LIXIL																				
①便器	CS140	C-P13S																				
②タンク	S570B	DT-570XY38																				
③便座	TCF6621	CW-PA11F-NECK																				
④手摺り	MAZROC/BG-401																					
7	女子トイレ用具入れ	—	—			○	変更なし															
8	トイレブース (トイレブースは再利用せず、すべて更新)		①既存のトイレブースを撤去し、新しいブースを設置する。 ②男子トイレについては用具入れを含めた3部屋を、用具入れ1部屋、洋式トイレ2部屋に再編成する。 ③女子トイレについては用具入れを含めた4部屋を、用具入れ1部屋、洋式トイレ2部屋に再編成する。ただし用具入れの面積は拡張しない。 ④それぞれのブースの扉には、外開き錠(用具入れは錠のない取手)を設置する。			○	【参考型式例示】 <table border="1"> <tr> <td>使用機材</td> <td>文化シャッター フレクリン PC-NA-1-BM</td> </tr> <tr> <td>①メラミン樹脂化粧合板</td> <td>※カラーはクリーム又はクリームホワイトの予定とするが、契約後色見本により事前協議とする。 ※数量は、別図を参照して見積もること。</td> </tr> <tr> <td>②外開き錠</td> <td>TB1913 3基</td> </tr> <tr> <td>③用具入れ取手</td> <td>TB1914 2基</td> </tr> <tr> <td>④サポート</td> <td>LB-54Z-50B ※数量は、別図を参照して見積もること。</td> </tr> </table>	使用機材	文化シャッター フレクリン PC-NA-1-BM	①メラミン樹脂化粧合板	※カラーはクリーム又はクリームホワイトの予定とするが、契約後色見本により事前協議とする。 ※数量は、別図を参照して見積もること。	②外開き錠	TB1913 3基	③用具入れ取手	TB1914 2基	④サポート	LB-54Z-50B ※数量は、別図を参照して見積もること。					
使用機材	文化シャッター フレクリン PC-NA-1-BM																					
①メラミン樹脂化粧合板	※カラーはクリーム又はクリームホワイトの予定とするが、契約後色見本により事前協議とする。 ※数量は、別図を参照して見積もること。																					
②外開き錠	TB1913 3基																					
③用具入れ取手	TB1914 2基																					
④サポート	LB-54Z-50B ※数量は、別図を参照して見積もること。																					
9	配管・電気設備等一式		①各便器・タンク・便座と関連給排水管を接続し、使用可能な状態とすること。 ②暖房・洗浄機能便座に電源を供給できるよう、各トイレ個室に1口以上の電源コンセント(100V)を敷設し、暖房・洗浄機能が使用可能な状態とすること。 ③作業により不要となる箇所(和式便器の敷設跡等)はモルタル等で埋戻し、凹凸を平準化すること。																			

① 施設配置



②修繕箇所

【施行前】



■用具入れ (男子)

○間取り再配置



■女子トイレ③

- 洋式便器化
- 暖房・洗浄機能付き便座
- 手摺り設置
- 間取り再配置



■男子トイレ①

- 撤去
- 間取り再配置

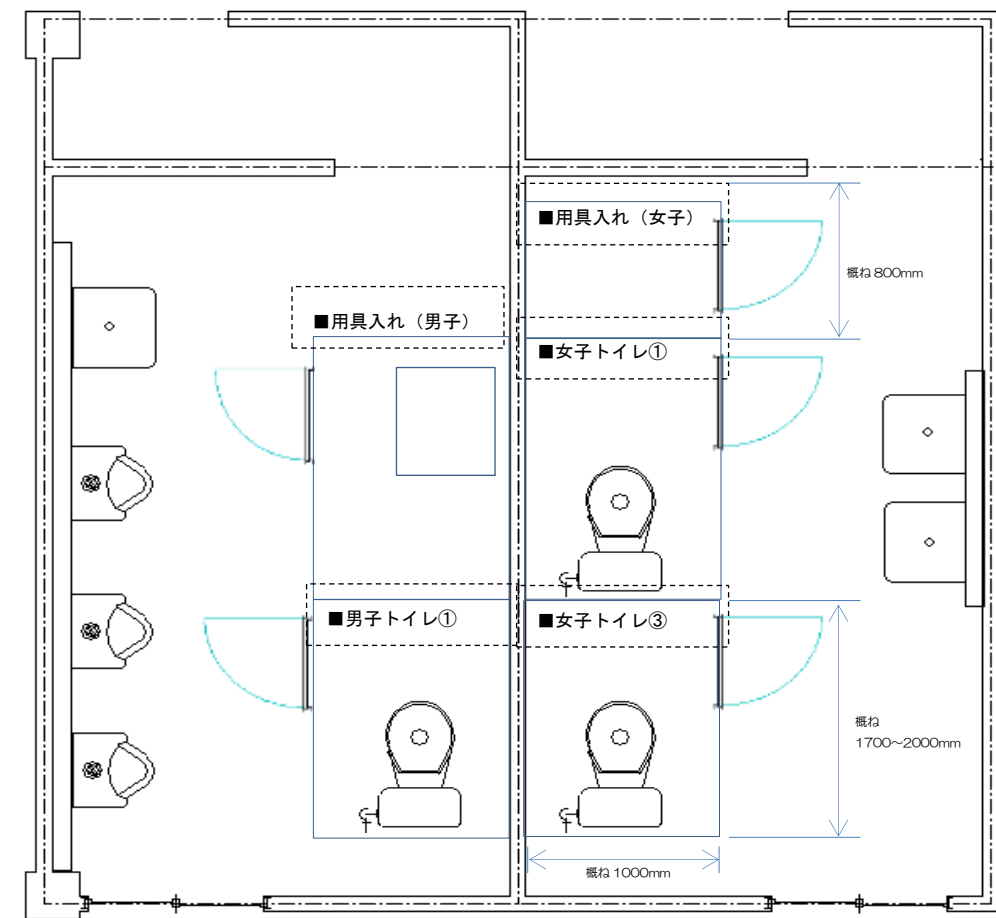


■男子トイレ②

- 洋式便器化
- 暖房・洗浄機能付き便座
- 手摺り設置
- 間取り再配置



【施行後】



■ブース間取りの配置及び外開き・内開きの変更

《男子トイレ》 ブース数 3⇒2 (用具入れ含む。)

- ・男子トイレ①は廃止する。
- ・男子トイレ②のブースを拡張、ドアは外開きとする。
- ・男子トイレ設置の用具入れのブースを拡張、ドアは外開きとする。

《女子トイレ》 ブース数 4⇒3 (用具入れ含む。)

- ・女子トイレ①、③のブースを拡張、ドアは外開きとする。
- ・女子トイレ設置の用具入れは既存のスペースのままとする。

※ブースは新設するものとする。

■ブースの間取りのサイズについて

- ・奥行 (壁からの距離) は変更せず、既存の間取りのサイズとする。(概ね 1000mm)
- ・前後の幅 (壁と水平の方向) は、1部屋あたり概ね 1700mm~2000mm の範囲内となるようブースを設置すること。トイレの使用に支障がなければ、この範囲での現場調整とする。